

生活福祉資金 緊急小口資金 特例貸付のご案内

一時的な生活費をお貸しします

貸付内容

- 対象世帯 令和2年7月豪雨災害により被災し、当座の生活費を必要とする世帯
- 貸付限度額 10万円以内（原則）
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 利息 無利子
- 実施主体 岐阜県社会福祉協議会

貸付金の交付

- 原則として借入申込者が指定する金融機関口座に送金

持参いただくもの

- 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証、住民票等）
- 印鑑（実印又は認め印）
- 罹災証明書

受付・相談場所

- お住まいの市町村の社会福祉協議会
※被災により他市町村から避難してきた場合、避難している市町村の社会福祉協議会

お問合せ先

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 貸付担当（058-273-1111）（内線 2513・2514）

社会福祉法人恵那市社会福祉協議会 地域福祉課（0573-26-5221）